平成２９年（フ）第２２２号
札幌市北区新琴似５条９丁目７番23号　ディアプロミネンス102号
債務者　木戸　潤一
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２７号
北海道石狩市花川南７条１丁目149番地　ヴィラうけな101号
債務者　島貫　儀博
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３３号
札幌市北区北17条西３丁目２番21―301号
債務者　江頭　真梨
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２３号
釧路市栄町９丁目９番地の８　パークサイドマンション405号
債務者　佐藤　優治
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２４３号
釧路市若松町２番16号　ケアホーム釧路
債務者　太田　　武
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２４４号
釧路市若松町２番16号　ケアホーム釧路
債務者　太田　典子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１６号
釧路市鶴ケ岱１丁目７番15号　パークサイドＳ203
債務者　坂井　香織
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１９号
釧路市美原４丁目４番625号　Ｄ14Ｒ625
債務者　加藤　美幸
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２６号
岩手県紫波郡矢巾町大字太田第６地割80番地２
債務者　昆　　克人
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１８号
群馬県高崎市筑縄町75番地５　ドルフィン筑縄109号
債務者　青木　基剛
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２２号
群馬県高崎市八千代町４丁目12番７号　小日向ハイツ206号
債務者　白石　靖仁
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１７９号
千葉県銚子市小浜町2085番地の12
債務者　荻沼　洋助
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第５号
岐阜県多治見市笠原町533番地の１　ネオアライブ105
債務者　佐藤　博信
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第３７号
京都府舞鶴市清美が丘５番地の２府営住宅112号
債務者　髙田　光広
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第６５号
堺市中区深井畑山町243番地12
債務者　奥田　　吏
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６７号
大阪府松原市高見の里５丁目495番地（102号）、前住所大阪市東住吉区住道矢田５丁目12番10号
債務者　内田　　浩
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６８号
大阪府松原市高見の里５丁目495番地（102号）、前住所大阪市東住吉区住道矢田５丁目12番10号
債務者　内田　　郁
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係